

貸付契約締結からリース終了(譲渡)まで

契約締結 = 発注

貸付契約締結してから
発注・納品へ

- ◎契約締結
 - ・貸付契約書と売買契約書の締結日は、同日付
- ◎発注
 - ・契約締結日をもって発注・納品へ
 - ・車両 = (登録)所有者は機構、使用者・納税義務者は借受者

検収(リース開始)

当機構のリース形態は、
所有権移転リース

会計・税務処理は売買取引
機構はインボイス発行

会計・税務処理は同封の
説明書類を参考に

◎リース債務は保証保険

◎リース物件は皆損害保険
動産物件⇒動産総合保険
構築物・車両⇒火災、自動車保
険・共済等

- ◎検収
 - ・納品後、検収(受託団体等、借受者、納品業者)実施
- ◎貸付開始
 - ・検収が完了した日からリースの貸付開始
車両の場合は車検登録日、標識交付日
- ◎リース料等支払
 - ・インボイスに明記した納入期限内に支払い
 - ・リース債務を保証するため、保証保険に加入
- ◎物件管理
 - ・税法上、借受者が物件管理を行う
 - ・検収日(=車両は登録日)に購入したものととして会計・税務
処理を行う
 - ・資産管理台帳に計上。費用は減価償却費
 - ・インボイスで借受者は仕入税額控除
 - ・リース期間中に支払う消費税相当額は、貸付初年(度)に一
括仕入税額控除
- ◎物件の適正管理の実行
 - ・日頃から点検・整備等の適正管理を行い、作業中の事故・
故障防止に努める
 - ・リース物件の事故や故障が発生したら、修理をすると共
に、機構に事故・故障報告
 - ・リース物件は事故・故障等に備えるため、皆損保加入(動産
物件=動産総合保険(機構契約)、構築物・車両=火災・自
動車保険等(借受者自前で契約))

リース終了→譲渡

貸付けを受けていた方の
所有物になります！

- ◎貸付期間終了
 - ・貸付料(最終回)を支払い
- ◎譲渡代金支払い
 - ・貸付料最終回納入後、3ヶ月以内に譲渡代金納入
 - ・納入日をもって所有権は借受者に移転
⇒ 貸付契約書に基づき、所有者名義を変更
⇒ 車両は、移転手続き(譲渡証明書等発行)

「貸付施設等検収報告書」作成の留意点

検収終了後20日以内に機構に提出
※納品業者に遅延なく代金支払

資料5-2

※ 添付書類等:

- ①検収写真(全体像、前後左右、貸付記号シール、製造番号プレート、立会人集合など)、②(車両=)車検登録証又は標識交付証明書(写)、③保証保険加入申込(委任状)、④(構築物、車両=)損害保険加入状況確認書、⑤貸付契約書1通、など

別紙様式 1

貸付施設等検収報告書

クスター事業では「借受証」と同じ扱い

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

令和 年 月 日
団体内部の決裁日(提出日)

(受託団体等)
所在地
名称
代表者氏名

提出者は受託団体又は借受団体
(検収受託団体や借受者ではない)

公印省略なし

代表者印

令和 年 月 日付け貸付施設等貸付契約書(契約番号第 号)に係る貸付施設等の検収を下記調書のとおり実施したので報告します。

貸付施設等検収調書

検収実施者	所属名称・職名	} 現地検収を実施した受託団体等の担当者	}	個人認印
	氏名			
	氏名			
検収立会人	借受者等	} 現地検収に立ち会った借受者又はその関係者	} 押印は、立会者個人の認印を使用	} 個人認印
	氏名			
販売業者等	所属名称・職名	} 現地検収に立ち会った販売業者の担当者	}	} 個人認印
	氏名			
貸付記号		} 1. 貸付施設等の名称、銘柄名(メーカー名)及び型式を記入。 (契約時の機構の仕様書に記載された名称、型式。型式が変更となった場合は所定の理由書を添付) 2. 製造番号を記入(プレート写真も撮影) オーダー品等で番号のない場合は「-」とする		
貸付施設等の名称				
銘柄				
型式				
機械製造番号等		} 陸運支局で登録した「自動車検査登録日」や市町村が交付した「標識交付日」を記入(=貸付開始日となる)		
販売業者等名称		} 車両のナンバープレート内容を記入		
車両等登録日(車両等の場合)	令和 年 月 日	} 納品・設置が完了した日を記入 (車両の場合は、実際に立会検収を実施した日を記入)		
車両登録番号(車両等の場合)		} 現地での検収日(=貸付開始日)を記入 (車両の場合は、車両登録日又は標識交付日)		
貸付施設等設置年月日	令和 年 月 日	} 検収年月日		
検収年月日	令和 年 月 日	} 検収場所(設置場所)		
検収所見	検収した施設等が、カタログ又は設計図等申請のとおりであること	} 牧場内または貸付申請書に記載した設置場所で検収を実施し、その所在地を記入		
	設置に当たって必要な法的 建築確認 その他の法的 手続がとられていること	} 施設等を設置するために必要な法的手続が適切に手続きされているかを確認 「建築確認済み」、「農地転用許可済み」のように、手続名が分かるように記入 法的手続が必要ない物件については、「該当なし」又は「空欄」		
	新品・中古(いずれか該当するものに○印を付す)			
	(中古の場合)点検整備状況			
	稼働・操作状況	} 検収所見の各項目について、検収時の状況を記入		
貸付記号が貼付されていること				
販売業者等が貸付施設等の取扱上の説明等を適切に行ったこと				

保証保険加入申し込みについて（委任状）は、検収月日までに提出してください。

.....

別紙様式第1号（借受者→受託団体→機構）

検収月日(貸付開始)
までの日付で提出

年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒
借受者 住 所
氏 名

畜産環境整備機構保証保険の加入申し込みについて（委任状）

私は、下記の貸付施設等に係る畜産環境整備機構保証保険の加入に当たり、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承し、かつ、履行保証保険普通保険約款を当該保険契約の内容とすることに合意の上、要領第3の2の（3）の規定に基づき、貴機構に当該保険の加入申し込みを委任します。

貸付契約書(別表)に記載の
名称と貸付記号を記入

記

貸付施設等の取得価格(税抜き)、
**経営(クラスター)は購入価格(補助
前の税抜き価格)**を記入

貸付施設等名称	貸付記号	貸付金額 (税抜き)	貸付開始日	貸付契約書番号 (貸付契約締結日)	備 考

検収日(車両は登録日)が
貸付開始日となります

リース料等の第1回納入期限(年1・4回払い)について

資料5-4

～ 年4回払いの検収年月日の速報提出のお願い ～

機構は、検収日(貸付開始日)を基準として、貸付期間中のリース料等の納入期限を決定し、インボイス(適格請求書)発行によりリース料等の納入期限(※1)を送付します。

さらに、納入期限の1ヶ月前に受託団体等に対し、「リース料等の納入依頼(※2)」を送付します。

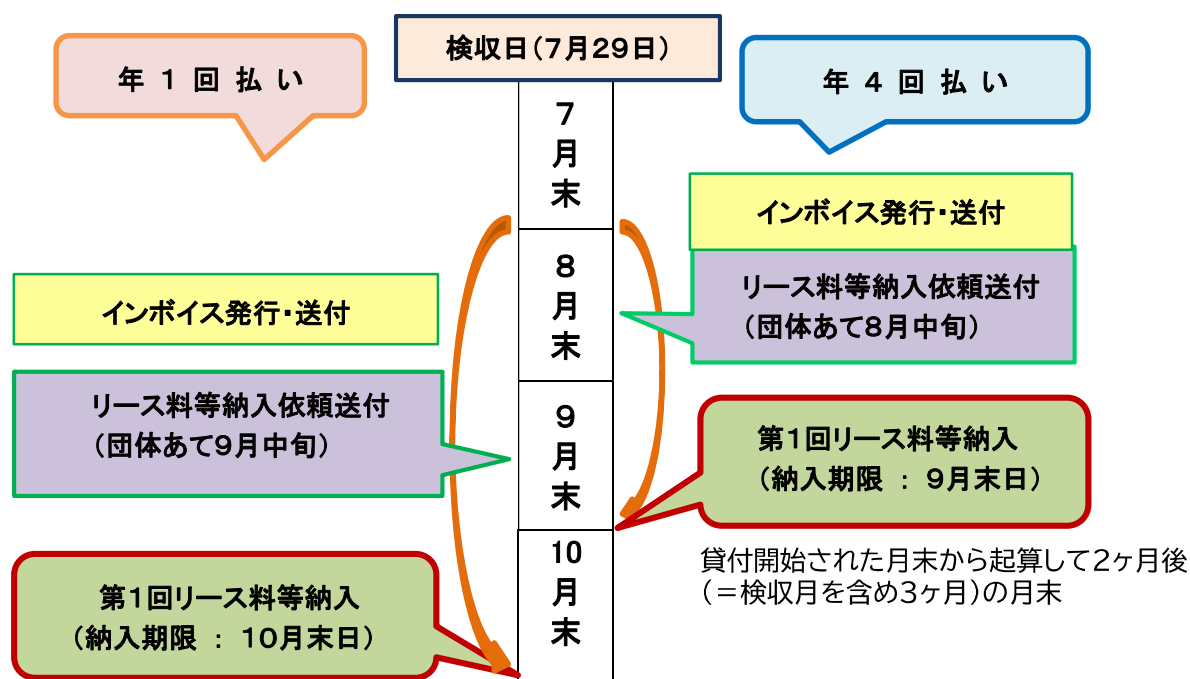
※1 インボイスに貸付期間中の貸付料等納入期限を明示。(資料5-6)

※2 これは当該月に納入期限の到来する契約の、リース料の納入失念防止を図るための案内であり、請求書ではありません。

◎第1回リース料等納入期限

いずれも、第1回リース料等納入期限の前にインボイス(適格請求書)を発行します。

(例)年1回払いと年4回払いの第1回納入期限は、下例のとおりになります。



貸付開始された月末から起算して3ヶ月後(=検収月を含め4ヶ月)の月末

◎販売業者への機械等代金支払いは、(業者からの)請求書、貸付施設等設置確認書(写)、(団体からの)検収報告書類一式を受理して40日以内。(各月10日、20日、月末の3回)

～ 年4回払いの検収報告(速報)の提出のお願い ～

年4回払いの場合、上例のように検収月(7月)の翌月(8月)に「インボイス」及び「リース料等納入依頼」を受託団体等に送付しますので、(特に月末)検収実施後5日以内を目途に、ファックス(03-3459-6325)又は(担当者)Eメールで、速報提出をお願いします。

◎速報は、「検収年月日」が明確な検収報告書(案)の1枚

※車両の場合は、「登録証」の写しを添付

ちくかんリースの税務の取扱いについて

- ・この説明は、税法上の基本的な取扱いを説明するものです。
- ・実際の税務申告等の際は、専門の税理士等、又は所轄税務署にご相談のうえ、行ってください。

1. 機構リース（ちくかんリース）のリース形態

リース期間終了後にリース物件を借受者に譲渡するリース契約は、譲渡条件付きの「所有権移転リース」といい、ちくかんリースはこれに該当するファイナンスリース。

2. 所得税・法人税法上の取扱い

所得税・法人税法上「売買処理」することになっており、借受者は貸付開始した日の属する年（法人は年度）にリース物件を購入したものとして会計処理します。

物件は自らの固定資産として「資産」計上し、リース料等の未払金は「負債」となります。

費用に「減価償却費」を計上します。

区 分	計上内容（売買処理）
損益計算書	費用＝減価償却費
貸借対照表	資産＝リース物件の簿価 負債＝リース料等の未払金

3. 消費税法上の取扱い

借受者が課税事業者で、且つ、簡易課税を選択していない場合（「本則課税」）の課税期間の消費税及び地方消費税（「消費税」）納付額の計算は、次式により行います。

$$\text{消費税納付額} = \text{課税売上げに係る消費税} - \text{課税仕入れに係る消費税}$$

ちくかんリースのリース物件は「課税仕入れ」となりますので、課税仕入れに係る消費税は課税売上げに係る消費税から差し引くことができます。

リース期間中に機構に支払うリース料等に係る消費税は、貸付開始の日の属する事業年(度)に一括して仕入税額控除（又は還付）を行います。

仕入税額控除を行う際は、機構が発行する当該インボイス（適格請求書）を使用し、保存義務があります。

補助事業で実施される経営（クラスター、畜産ICT、楽酪GO）リースにあっては、補助金交付対象者がリース会社か借受者かの違いにより課税仕入れ額が異なりますので、注意が必要です。

詳しくは、各リースの貸付決定の際に添付している「税務の取扱い」を、参考にしてください。

インボイスの説明

年1回払いと年4回払いの納入期限毎の内容は、下表のようになります。

(下表例) 取得価額 2,000,000 円、貸付開始日:2026/10/15 貸付終了日:2033/10/14

発行年月日

一般財団法人畜産環境整備機構

T2010405000501

年1回払

貸付料等総括表(貸付施設等引渡し請求書)

リース債務を保証する保険(債務減に応じ、各回保険料は減額となる)

1. 貸付料

第1回目検収月の末日の3ヶ月後の末日。以降1年毎

貸付金利(譲渡料にはかかりません。年4回も同)

納入期限	基本貸付料	消費税相当額	附加貸付料	動産総合保険料負担金	保証保険料	補助金消費税相当額	合計金額
2027/01/31	85,720	8,572	3,000	22,890	11,400	0	131,582
2028/01/31	257,142	25,714	8,571	0	7,320	0	298,747
2029/01/31	257,142	25,714	8,571	0	6,190	0	297,617
...							
2033/01/31	257,142	25,714	2,142	0	1,090	0	286,088
2033/10/31	171,428	17,143	0	0	0	0	188,571
小計	1,800,000	179,998	35,710	22,890	37,940	0	2,076,538

第1回は年間貸付料の4/12の額(検収月含め4ヶ月分)

最終回は年間貸付料の8/12の額(第1回の残)

最終回は前回の9ヶ月後

最終回の3ヶ月後未までに取得価額の10%納入により所有権移転

2. 譲渡代金

2034/01/31	200,000	20,000	0	0	0	0	220,000
------------	---------	--------	---	---	---	---	---------

3. 合計

合計	2,000,000	199,998	35,710	22,890	37,940	0	2,296,538
----	-----------	---------	--------	--------	--------	---	-----------

年4回払

貸付料等総括表(貸付施設等引渡し請求書)

- ・動産物件の偶発的な故障・全損等の事故に備える損害保険
- ・貸付期間中の保険料全額を第1回目に納入

発行年月日

一般財団法人畜産環境整備機構

T2010405000501

検収日を早期報告(速報)

1. 貸付料

第1回目検収月の末日の2ヶ月後。以降3ヶ月毎

(単位:円)

納入期限	基本貸付料	消費税相当額	附加貸付料	動産総合保険料負担金	保証保険料	補助金消費税相当額	合計金額
2026/12/31	64,305	6,430	2,250	22,890	4,330	0	100,205
2027/03/31	64,285	6,428	2,089	0	2,060	0	74,942
2027/06/30	64,285	6,428	2,089	0	1,990	0	74,792
2027/09/30	64,285	6,428	2,008	0	1,920	0	74,633
2027/12/31	64,285	6,428	1,928	0	1,850	0	74,491
...
2033/06/30	64,285	6,428	80	0	290	0	71,003
2033/09/30	64,285	6,428	80	0	220	0	71,013
小計	1,800,000	179,986	32,611	22,890	35,120	0	2,070,607

第1回は検収月から第1回までの3ヶ月分と第2回までの3ヶ月分

第2回以降は次回までの3ヶ月分

最終回まで3ヶ月毎

毎回同額支払い

最終回の3ヶ月後未までに取得価額の10%納入により所有権移転

2. 譲渡代金

2033/12/31	200,000	20,000	0	0	0	0	220,000
------------	---------	--------	---	---	---	---	---------

3. 合計

合計	2,000,000	199,986	32,611	22,890	35,120	0	2,290,607
----	-----------	---------	--------	--------	--------	---	-----------

損害保険（動産・構築物・車両）について

ちくかんリースの貸付物件は、他のリース会社と同じく皆保険であり、物件によって機構が契約する動産総合保険と借受者自らが加入する損害保険と加入方法が異なります。

1. 動産物件 … 貸付契約書別表の備考欄が「空欄」の物件。

◎動産総合保険…機構が損保会社と一括契約。借受者は貸付期間中の保険料負担金全額を第1回目に納入。（貸付期間の年毎の残価率に応じ保険料算出した合計。）

※納入保険料＝物件価額（税込）×保険料率/1000×残価率合計

～ 動産総合保険の概要（約款等抜粋） ～

★補償の対象となる損害

- ・すべての偶発的な事故により生じた損害

火災、落雷、盗難、雪害、水災（特約；台風、暴風雨等による洪水等で生じた損害を含む）等

★補償の対象とならない損害

- ・自然の消耗・劣化、さび、カビ、変質、ねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ・ベルト、チェーン、ゴムタイヤ、バケット、ショベル等の歯・爪に相当する部分等の損害
- ・地震若しくは噴火又はこれらの津波によって生じた損害
- ・故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因する損害

●支払対象とならなかった（ならない）最近の事故

1. 作業中、ショベルアームが動かなくなった（油圧シリンダーが長年の作業により徐々に破損したことが原因と認定される…「偶発的」事故と認められず）
2. 譲渡代金支払前の故障（動総保険責任期間は、貸付期間終了日時点まで）

★支払われる保険金

- ・損害保険金（損害保険会社が該当物件の残価率等適用し鑑定。免責額：1万円）
- ・機構は、修理費の自己負担を軽減するため、臨時費用保険金等も付加します。

2. 構築物 } … 貸付契約書別表の備考欄に「要保険手続」と記載される物件。
3. 車両 }

原則として機構を保険金受取人とし、借受者自らが損保会社等と加入契約する。

◎構築物保険（＝火災保険）

- ・火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災を補償する契約

◎車両保険（＝自動車保険）

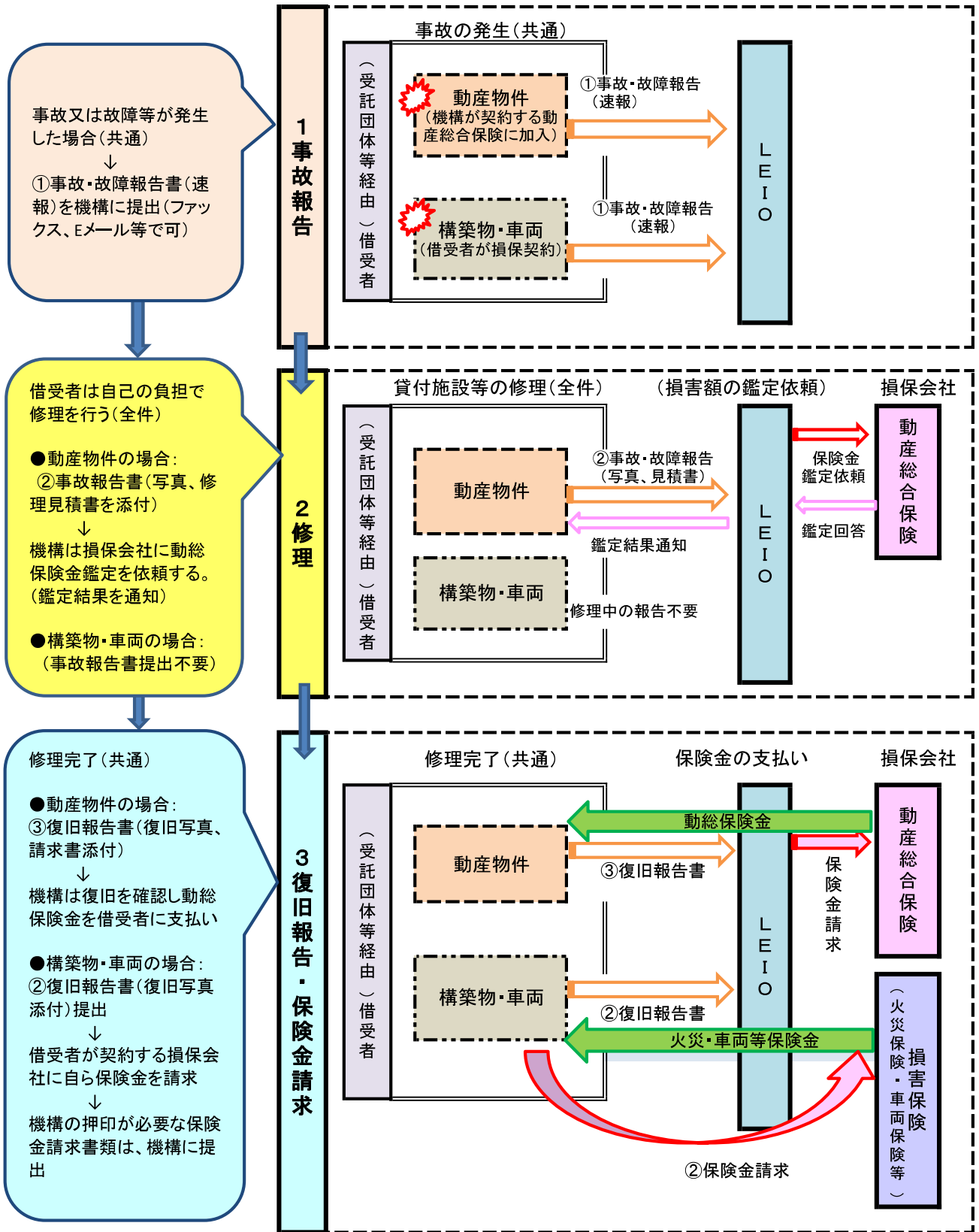
- ・貸付車両の修理費や盗難等を補償する自動車（車両）保険。（対人・対物保険とは別）

※ 受託団体等は、検収実施当日に加入状況を確認して報告（損害保険加入状況等確認書）し、加入を促進する。なお、3ヶ月以降不加入を知った場合は、機構に報告。

貸付施設等に事故・故障等が発生したときの手続きについて

資料5-8

貸付施設等に事故又は故障が生じた場合、借受者は速やかにその事故等の状況を受託団体等を通じて機構に報告すると共に、修理可能な場合は速やかに復旧を図り、使用を継続してください。物的担保保証（修理費等補填）のため、損害保険（動産物件は動産総合保険（機構が契約）、構築物は火災保険、車両は自動車保険（いずれも借受者自ら契約））に加入することが貸付の条件。



※ 機構に提出する報告書様式は、機構HPからダウンロードしてご使用ください。